

令和6年度 第2回 長崎地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

なお、「議題（予定）」の（1）から（5）の議題については公開予定としていますが、議題（予定）の（6）の議題については、特定の個人や団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれがあることから、非公開にて実施する予定です。

記

1 日 時 令和6年8月1日（木）午後1時30分から

2 場 所 長崎労働局8階会議室
（長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル8階）

3 議 題（予定）

- （1）長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- （2）長崎県最低賃金専門部会委員の任命（報告）及び今後の審議日程について
- （3）中央最低賃金審議会の目安答申について（予定）
- （4）「令和6年賃金改定状況調査結果」等提出資料について
- （5）参考人意見聴取について
- （6）事業場実地視察等結果報告について

4 傍聴者数 若干名

5 要 領

- （1）傍聴希望者は、別紙1「令和6年度 第2回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室に提出してください。

また、会議冒頭については、写真撮影・ビデオ撮影・録音が可能です。希望される方は「頭撮り希望」とお書き添えください。

申込締切日は、令和6年7月30日（火）17時15分必着です。

- （2）会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。

- （3）当日、入室の際に傍聴整理券を配付します。その際、ご本人であることを確認させていただく場合がございますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。

なお、審議会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。

6 その他

- （1）傍聴者は、別紙2「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
- （2）車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添えください。
- （3）議題（予定）の（6）の議題については、非公開のため会場より退席していただく必要があります。

【送付先・お問い合わせ先】

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

(担当) 賃金指導官 池田 和美

電話 : 095-801-0033